

## 令和5年5月臨時会

令和5年5月9日（火曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

丹野貞子 議長                      吉田芳美 副議長

#### 出席議員（14名）

1番 安達智勇 議員	2番 漆山光春 議員	3番 安孫子真弥 議員
4番 東海林信弘 議員	5番 石垣光洋 議員	6番 増川憲一 議員
7番 木村章一 議員	8番 佐藤修二 議員	9番 鈴木英友 議員
10番 林智 議員	11番 奥山英幸 議員	12番 吉田芳美 議員
13番 丹野貞子 議員	14番 細矢誓子 議員	

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長                      須藤隆一 議事係 長  
嶋田愛主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	後藤慶治 農業委員会会長
真木吉雄 監 査 委 員	須藤俊一 防災・危機管理監兼 総務課 長
真木秀章 防災危機管理課長	日塔俊浩 空き家対策主幹
牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課長	佐藤晃一 まちづくり推進課長
鈴木淳子 まちづくり推進主幹	今部憲治 税務町民課長
矢作勲 健康福祉課長	池田恵子 子育て支援主幹
宇野勝 農林振興課長併 農業委員会事務局長	軽部広文 商工観光課長

土方 一郎	都市整備課長	大泉 正博	上下水道課長
軽部 昭博	会計管理者兼 会計課長	秋場 弘昭	学校教育課長
日下部 敦子	生涯学習課長	松田 浩一	商工観光課かほく発信・ブランド 推進室長兼地域産業振興係長

## ◎ 議 事 日 程

令和5年5月9日（火） 午前9時開会、開議

### 議事日程第1号

臨時議長の紹介（事務局長）

臨時議長挨拶

議員及び町長等の自己紹介

- 日程第1 仮議席の指定（臨時議長）
- 日程第2 議長志願者の所信表明（臨時議長）
- 日程第3 議長の選挙（臨時議長）
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長志願者の所信表明
- 日程第7 副議長の選挙
- 日程第8 議席の指定
- 日程第9 議案の上程
  - 議第36号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
  - 議第37号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
  - 議第38号 令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分について
  - 議第39号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第10 提案理由の説明
- 日程第11 議案の審議、採決
  - 議第36号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
  - 議第37号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
  - 議第38号 令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分について
  - 議第39号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第12 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任
- 日程第13 議長の常任委員会委員辞退の同意

日程第14 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第15 組合議会議員の選挙

- (1) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員
- (2) 西村山広域行政事務組合議会議員
- (3) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員

日程第16 議会選出各委員等の選挙

- (1) 国道112号・287号・48号山形中央横断道路整備促進期成同盟会委員
- (2) 白水川改修促進期成同盟会委員
- (3) 田井橋再架促進期成同盟会委員
- (4) 最上川上流村山地区改修期成同盟会委員
- (5) 国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河江線・天童大江線整備促進同盟会委員
- (6) 国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会委員
- (7) 河北町社会福祉協議会理事
- (8) 河北町社会福祉協議会評議員

日程第17 町長委嘱選任の各種委員等の報告

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議第40号 河北町監査委員の選任について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議第40号 河北町監査委員の選任について

追加議事日程第2号

日程第1 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第2 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

閉 会

---

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○田川美和子事務局長 おはようございます。

議会事務局長の田川と申します。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、細矢誓子議員が最年長議員であります。

細矢議員をご紹介いたします。

細矢誓子議員は議長席にお着き願います。

○細矢誓子臨時議長 ただいま紹介をいただきました細矢誓子です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和5年5月

河北町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一般選挙後、最初の議会でありますので、議員及び町長等の自己紹介を行います。

最初に、議員からお願いをいたします。議長席から見て左側から順に起立をお願いいたします。

(議員、自己紹介)

○増川憲一議員 おはようございます。増川憲一と申します。この議場の家具を製作した会社に33年間勤めてまいりました。その経験を生かしながら新人議員として頑張りますので、どうぞよろしく申し上げます。

○石垣光洋議員 石垣光洋と申します。3期目です。引き続きよろしく申し上げます。

○鈴木英友議員 おはようございます。鈴木英友と申します。北口南に在住しております。初めての議員職ですけれども、精いっぱい務めますのでどうぞよろしく申し上げます。

○吉田芳美議員 おはようございます。吉田芳美と申します。3期目になります。頑張ります。よろしく申し上げます。

○安達智勇議員 おはようございます。安達智勇と申します。西里中島在住です。1期目ですので、どうぞよろしく申し上げます。

○丹野貞子議員 おはようございます。丹野貞子でございます。5期目になりました。溝延に在住しております。よろしく申し上げます。

○佐藤修二議員 荒町南、佐藤修二です。よろしく申し上げます。

○奥山英幸議員 おはようございます。奥山英幸と申します。畑中在住です。よりよいまちづくりのために皆さんと共に尽力していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○漆山光春議員 おはようございます。漆山光春と申します。よろしく申し上げます。

○林智議員 おはようございます。林智です。谷地上工在住です。役場の一番近くから町民の声を役場に届けていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○木村章一議員 おはようございます。木村章一です。宇北に在住しております。12期目、45年目になります。分からないことがあったら聞いてください。よろしく申し上げます。

○安孫子真弥議員 おはようございます。安孫子真弥と申します。谷地大町在住になります。新人ではございますが、よろしく申し上げます。

○東海林信弘議員 おはようございます。溝延在住、東海林信弘と申します。3期目になります。どうぞよろしく申し上げます。

○細矢誓子臨時議長 最後になりました。細矢誓子と申します。3期目になります。桜西に在住しております。どうぞよろしく申し上げます。

以上で、議員の紹介が終わりました。

続いて、町長以下執行部の自己紹介をお願いいたします。最初に、町長から申し上げます。

○森谷俊雄町長 おはようございます。町長の森谷俊雄でございます。谷地荒町南に在住しております。2月5日から2期目町政を担わせていただいております。町民福祉の向上のために議員各位にはよろしくご指導お願いいたします。

○河内耕治副町長 おはようございます。副町長を拝命しております河内耕治と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○板坂憲助教育長 おはようございます。教育長を仰せつかって5年目を迎えております板坂憲助と申します。よろしく申し上げます。

- 後藤慶治農業委員会会長** おはようございます。溝延在住の農業委員会会長を務めさせていただいております後藤慶治です。よろしくお願いいたします。
- 真木吉雄監査委員** 代表監査委員を仰せつかっております真木吉雄でございます。よろしくお願いいたします。
- 軽部昭博会計管理者兼会計課長** 会計課長の軽部です。よろしくお願いいたします。
- 牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 政策推進監兼企画財政課長をしております牧野隆博と申します。よろしくお願いいたします。
- 須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** おはようございます。防災・危機管理監併せて総務課長を拝命しました須藤俊一と申します。住まいは谷地の下工北となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 真木秀章防災危機管理課長** おはようございます。防災危機管理課長を拝命しております真木秀章と申します。よろしくお願いいたします。
- 日塔俊浩空き家対策主幹** おはようございます。空き家対策主幹の日塔俊浩と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐藤晃一まちづくり推進課長** おはようございます。まちづくり推進課長の佐藤晃一と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木淳子まちづくり推進主幹** おはようございます。まちづくり推進主幹の鈴木淳子と申します。よろしくお願いいたします。
- 矢作勲健康福祉課長** おはようございます。健康福祉課長の矢作勲と申します。よろしくお願いいたします。
- 池田恵子子育て支援主幹** おはようございます。子育て支援主幹の池田恵子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 宇野勝農林振興課長併農業委員会事務局長** おはようございます。農林振興課長併せて農業委員会事務局長を拝命しております宇野勝と申します。よろしくお願いいたします。
- 軽部広文商工観光課長** おはようございます。商工観光課長の軽部広文と申します。よろしくお願いいたします。
- 秋場弘昭学校教育課長** おはようございます。学校教育課長の秋場弘昭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 日下部敦子生涯学習課長** おはようございます。生涯学習課長の日下部敦子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 今部憲治税務町民課長** おはようございます。税務町民課長の今部憲治と申します。よろしくお願いいたします。
- 土方一郎都市整備課長** おはようございます。都市整備課長の土方一郎と申します。よろしくお願いいたします。
- 大泉正博上下水道課長** おはようございます。上下水道課長の大泉正博と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田川美和子事務局長** おはようございます。議会議務局長の田川美和子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須藤隆一議事係長** おはようございます。議会議務局係長の須藤隆一と申します。よろしくお願いいたします。
- 細矢誓子臨時議長** 以上で、議員及び町長等の自己紹介を終わります。
- 細矢誓子臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。
- 議席の配置は、議長席から見て左側を1番とし、順次2番、3番とします。
- 仮議席の指定については、河北町議会運営手引により、くじで定めた席を仮議席にすることにします。
- くじを引く順序は、議長席から見て左側から順にお願いします。
- (左側から抽せんする)

それでは、くじの結果について事務局長から報告させます。

**○田川美和子事務局長** それでは、くじの結果についてご報告いたします。

- 1 番 安 達 智 勇 議員
- 2 番 漆 山 光 春 議員
- 3 番 安孫子 真 弥 議員
- 4 番 東海林 信 弘 議員
- 5 番 石 垣 光 洋 議員
- 6 番 丹 野 貞 子 議員
- 7 番 木 村 章 一 議員
- 8 番 佐 藤 修 二 議員
- 9 番 鈴 木 英 友 議員
- 10 番 林 智 議員
- 11 番 奥 山 英 幸 議員
- 12 番 吉 田 芳 美 議員
- 13 番 増 川 憲 一 議員
- 14 番 細 矢 誓 子 議員

以上のとおりでございます。

**○細矢誓子臨時議長** 仮議席は、ただいま事務局長報告のとりの議席といたします。議席の交代をお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時18分  
再 開 午前9時19分

**○細矢誓子臨時議長** 休憩を解いて再開いたします。

申し上げます。後藤農業委員会会長、真木監査委員はこれより欠席となりますので、ご了承願います。

**○細矢誓子臨時議長** 日程第2、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、河北町議会基本条例第13条第3項の規定により実施するもので、選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい議長の選挙を行うことを目的とするものであります。

所信表明は1人10分以内でお願いします。

あらかじめ2名の議員から申出がありますので、早速所信表明をお願いします。申出順に行います。

初めに、私、14番細矢誓子になりますが、ここで臨時議長を次の年長議員の2番漆山光春議員と交代いたします。出席議員中、漆山光春議員が次の年長議員であります。漆山光春議員を紹介いたします。

漆山議員は議長席にお着き願います。

交代により暫時休憩します。

休 憩 午前9時21分  
再 開 午前9時22分

**○漆山光春臨時議長** 休憩を解いて再開します。

ただいま紹介されました漆山光春です。

臨時に議長の職務を行います。

14番細矢誓子議員が議長志願者の所信表明を行う間、臨時議長の職務を行います。よろしくご協力お願いいたします。

それでは、14番細矢誓子議員の議長志願者の所信表明をお願いします。

「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** おはようございます。

このたび議長選挙に立候補いたしました細矢誓子でございます。その所信の一端を述べさせていただきます。

私は、議会の役割は、町民からの負託を受けた代表として常に町民の立場に立ち、町民の生活の向上のために使命と責任を果たさなければならないと考えております。そのためには、私自身、先頭に立って、町民から信頼される議会構築のために不断の努力と研さんを積んでいく決意であります。

人口減少が急速に進んでいる河北町では、社会経済や地域社会が大きく変容してきています。時代の変化に伴い、拡大から縮小時代に入ってきて、自治体運営にも新たな課題が次から次へと出てきています。このような情勢の中で、政策立案能力の発揮や多様な町

民のニーズの実現努力などで、議会としての役割と責任がとて重要になってきている現状があります。

私は、令和3年、4年の2か年間、副議長として議長を支えながら議会活動に励んでまいりました。先輩議員の皆さんが作り上げてこられた河北町議会の伝統を守りつつ、議員全体で作り上げてきた議会基本条例をしっかりと活用して進んでまいりました。

町民に分かりやすく、町民の意思を反映して、町民が参加しやすい議会運営や活動を進めるために、私は、1つ、政策提言する議会、1つ、議員間討議の活性化、1つ、情報共有から参画協働の実践を提案したいと思います。議会と議員が町民に接する機会を数多く設定し、これまで実施してきた議会報告会や高校生議会、新たに女性議会や各種団体、子育て世代の人たちとの意見交換なども実施していきたいと考えております。

町民の皆様のご信頼に応えられる議会構築のため、今、議員の皆様お一人お一人の行動と努力が求められています。14名の議員の皆様のご力を結集して、議会活動を活発に進めてまいります。

皆様のご賛同とご支持を賜りますよう心からお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

**○漆山光春臨時議長** 14番細矢誓子議員の議長志願者の所信表明を終わります。これで、私の臨時議長の職務が終わりましたので、臨時議長を交代いたします。

14番細矢誓子議員、議長席にお着き願います。

着席するまで、このまま休憩といたします。

休 憩 午前9時27分

再 開 午前9時28分

**○細矢誓子臨時議長** 休憩を解いて再開いたします。

次に、「6番丹野貞子議員」

**○6番（丹野貞子議員）** おはようございます。

丹野貞子でございます。議長選挙の立候補に当たり、その所信の一端を述べさせていただきます。

私は、平成19年に議会議員に初当選し、今回5期目を迎えました。初当選以来16年間、無我夢中で議員活動に取り組んでまいりました。河北町議会が設置しております各委員会に籍を置かせていただき、厚生文教常任委員長、総務産業常任委員長、副議長、そして、50年ぶりの新庁舎建設特別委員会初代委員長を経験するなど、現在に至っております。

女性の議員は、市町村、県、国におきましても現在でも少ないのですが、私が当選してから8年間は、河北町議会では女性は私1人でした。その後、2人になり、女性の方からのお声を吸い上げる幅も広がったと思っております。

私は、平成19年に初の河北町消防団女性隊長となり、横浜の消防学校で開催された全国消防操法大会に参加してまいりました、町民の安全・安心のための消防団の担う役割はとて大切です。男女を問わず、団員の確保のため、さらなる処遇改善を行うべきと考えます。

また、女性議員や役場女性管理職が増える取組が必要と、これまでも訴えてまいりました。今後も、男女共同参画の推進を一層進めてまいりたいと思います。

私は、年に4回ある定例議会のほとんどで一般質問をしてまいりました。町民の皆様のご声をお聞きし、届け、議論し、政策実現に結びつけることが、議員の重要な役割の一つであります。その中で、平成22年から毎年配布されています全戸配布の「わかりやすい予算説明書」は、1期目に研修してきて提案したものが予算化され、毎年全戸配布となり、「議

員と語る会」にお持ちいただくなど、町民に活用されております。

平成22年に改正された河北町議会基本条例では、「河北町民に選挙で選ばれた議員によって構成される河北町議会は、常に町民の信頼と期待の中で活動することが求められている。こうした中で、議員は選良としての誇りと自覚を持ち、議場内の活動にとどまらず、町民との対話を積極的に行い、町民の声を町政に反映させる議会を構築する必要がある。公正で透明な開かれた議会を構築する」とうたっております。私は、まさにこの精神で活動してまいりましたし、今後も変わらず、誠心誠意頑張りたいと思います。

河北町議会は、他の町村議会に比べて一般質問をされる方が毎回多く、議会改革にも積極的で、活発な議会と思っております。これは、歴代の諸先輩議員のたゆまぬ努力と研さんの積み重ねが現在に引き継がれているたまものと感謝申し上げます。

昨年度からICT化を進める議会としてタブレットを導入し、ペーパーレス化になりました。

総務産業常任会、厚生文教常任委員会、それぞれの所管で、毎年、当初予算に向けての要望を提出します。また、各委員長を中心に、重要課題とされた項目について政策提言を行っております。町長には、この提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、引き続き、町の施策に反映されるよう取り組んでいただきたいと思います。常日頃からの委員会と所管課、議会と執行部の情報共有をしっかりと行い、議会力を高め、議会としてのチェック機能を果たしながら、健全で魅力ある河北町の実現につなげなければならないと考えております。

議会に求められるのは、政策提言とその実現です。2023年は、4年目を迎えようとして

いるコロナ禍の長期化やロシアのウクライナ侵攻による経済活動の影響は、河北町内の企業経営にとどまらず、町民生活が脅かし続けられています。経済活動の回復や生活困窮者への継続的な支援が必要です。議会としても、行政による課題解決のためのさらなる財政出動や金融対策におけるソフト・ハードの両面からの対応策を推進するための対応が必要と考えます。

私は、議員として、ふだん町民の皆様と対話し何を望んでいるのかを把握することが大事と考えております。課題解決や目標に向けて共に参加し行動していただく、これが住民参加のまちづくりだと思います。これまで河北町議会が推進してきた政策提言する議会について、引き続き推進してまいりたいと考えております。

さて、現在、河北町が抱える問題は山積しております。そうした中でも、次の2点を重点的に、町と共に推進したいと考えます。1つ目は、安全・安心な町、防災対策を推進し、溝延築堤、押切築堤、そして古佐川の築堤、また楨川の排水機場の早期着手です。2つ目は、県立河北病院を守り、医療環境の充実と県立谷地高校の存続です

さきの県議会議員選挙においては、河北町から4年ぶりに県議が誕生いたしました。町と県を太いパイプでつないでいただき、全力で取り組んでまいりましょう。

今回の選挙で新しく6名の方が当選され、平均年齢もこれまでよりぐっと若返りました。町民の方々が、2023年度からの河北町議会に対して大変期待しておられることが伝わってまいります。私は、これからも若い方に立候補していただきたいと思います。それには議員報酬を上げる時期に来ていると考えております。

私は、今回で当選5回、62歳です。これか



らも経験豊富な先輩議員の皆様からご指導、アドバイスをいただき、各常任委員長を中心に、新しい議員の皆様ともコミュニケーションをしっかりと取りながら、多くの町民の皆様から関心を持っていただける勢いのある河北町議会のリーダーを目指してまいります。

以上、私の立候補の所信表明とさせていただきます。どうか議員各位の皆様のご賛同、ご支持をよろしくお願いいたします。

**○細矢誓子臨時議長** 以上で、議長志願者の所信表明を終わります。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明をした議員以外の議員に対する投票も有効でございますので、ご承知おきください。

**○細矢誓子臨時議長** 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票による選挙と決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員、議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は14名であります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

5番 石垣光洋議員

11番 奥山英幸議員

の両名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に5番石垣光洋議員、11番奥山英幸議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(事務局員、投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願います。

投票箱を改めさせます。

(事務局員、投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「異状なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席順に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。5番石垣光洋議員、11番奥山英幸議員の開票立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中

6番 丹野貞子議員 12票

14番 細矢誓子議員 2票

であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、6番丹野貞子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員、議場の閉鎖を解く)

ただいま議長に当選されました6番丹野貞子議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで、6番丹野貞子議員の議長当選承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

**○丹野貞子議長** このたび皆様方のご推挙により河北町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたこと、身に余る光栄に存じます。

私は、まだまだ議員として未熟で、また浅学非才ではありますが、住民の立場に立って審議を尽くすことが議会の使命と考え、河北町議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

二元代表制の下、議会は行政に対する監視機能をしっかりと果たすことはもちろん、多様化するニーズに応えるよう、執行機関と議会が一体となって、本町の発展と防災対策、新型コロナ5類移行に伴い経済の活性化、住民福祉の構造を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶といたします。

**○細矢誓子臨時議長** 以上で、議長の選挙を終わります。

これで臨時議長の職務が終わりました。ご協力ありがとうございました。

6番丹野貞子議員、議長席にお着き願います。

着席するまで、このまま休憩といたします。

休 憩 午前9時53分

再 開 午前9時56分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

**○丹野貞子議長** 日程第4、会議録署名議員の指

名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

1番 安 達 智 勇 議員

3番 安孫子 真 弥 議員

の両名を指名します。

**○丹野貞子議長** 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

**○丹野貞子議長** 日程第6、副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、河北町議会基本条例第13条第3項の規定により実施するもので、選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい副議長の選挙を行うことを目的とするものであります。

所信表明は1人10分以内でお願いいたします。

あらかじめ、1名の議員から申出がありますので、早速所信表明をお願いいたします。

「12番吉田芳美議員」

**○12番(吉田芳美議員)** おはようございます。

河北町議会副議長選に立候補しました吉田芳美です。立候補に当たり、所信を述べさせていただきます。

2015年に初当選し、現在3期目を迎えました。まず、副議長候補者として基本的な考え方について申し上げます。

議長を今後2年間にわたり補佐する立場として、様々な局面で鋭意努力し、現職議員と新人議員の融合により議会運営を充実させ、開かれた議会として議会力を高めていくこと

が大きな役目であり責務と承知しております。議員の皆様と議論しながら、協調姿勢の下で務めを果たしていきたいと考えております。

次に、今回の町議選の振り返りをしたいと思います。

新聞に掲載された大見出しは「河北町現職、軒並み票落とす」。定数14を現職9人、新人7人が争い、現職と新人1人ずつが落選しました。50代以下の新人が活発に動き大量得票し、反対に現職が得票数を大きく落とすことになりました。町民の判断は現職議員に対しては物足りなさを感じていたと反省せざるを得ない結果でした。一方、新人6人が議席を勝ち取りました。地方議会では議員の成り手不足が叫ばれ、無投票当選が目立つ中、河北町は、若い世代が政治に関心を示し、志高く立ち上がってくれたことに敬意を表します。

議員の仕事は、町民の要望や意見を行政に反映させることです。新人議員はスタート台に立ったばかりですが、働き盛りの現役世代や若年層新人が議席を得たことにより、革新的な技術を取り入れた施策や時勢に合った子育て支援など、生の声が行政に反映されるものと、大いにその活躍に期待したいと考えております。

次に、私の政治姿勢について述べさせていただきます。

私は、民間企業勤務42年の中で培ったものづくりのノウハウをこの河北町で夢あるまちづくりに生かしていきたいと考えております。

基本姿勢1番目は現場主義です。現場に行き、現物を確認し、現実を理解する。そして、解決するためには、原理原則と知識、経験、知恵の3つが必要であると考えています。

2番目は対話です。議員が説明責任を果たすことは、民意を反映する政治の大前提であると考えます。

3番目は行動です。自分の言葉で政策を語

る、すぐやる、必ずやる、できるまでやるを肝に銘じ、スピード感を持って何事も取り組んでまいります。

4番目は責任です。誰かが見ている、誰かに見られているという意識で常に仕事をしたい。将来世代にツケを残さない夢のある未来を築くため、子供たちに説明できるかを自問し続けるのが私の姿勢です。

次に、副議長として、議会力を高めるために何をなすべきかについてお話しさせていただきます。

議員は町民に寄り添った最も身近な存在であるべきと承知しております。私は、2期8年間、地域住民の声を取り上げ、町民の代弁者として、地域の課題解決に向け一般質問に立ち続けております。地域の課題に真摯に取り組むのが私の使命と考えております。

常任委員会の歴任は、1期目、総務産業と広報広聴の副委員長を仰せつかりました。そして、令和元年と2年度は総務産業常任委員会委員長を拝命し、経験を積み重ね、所管の課題や予算・決算の事務調査など、委員各位の協力を得ながら、委員長として取り組んでまいりました。

次に、直近の課題と認識について申し上げます。

町の重要課題を3つ挙げるとするならば、県立河北病院、そして小学校の統廃合の在り方検討会、そして県立谷地高校の定員割れ問題、この3つではないでしょうか。いずれも町民の関心が非常に高いものであり、令和5年度の動向に町民は注目しています。行政側としっかり歩調を合わせた議会対応が求められていると認識しております。

次に、議会力を高めるために何をなすべきかについて話をさせていただきます。

新庁舎になり、議場、全員協議会室、委員会室などはすばらしい環境を整備していただ

きました。しかしながら、議員活動は住民から見えにくい、何をやっているのかもよく分からない、口の悪い方は、4年に1回頭を下げにやってくると。そんな不信感から、住民が議会から遠ざかっているのかもしれない。そこを改善しなければなりません。

そのために、議員は政策立案をしていくことが求められます。河北町議会は、開かれた議会を目指し、議会改革に取り組み、谷地高校生議会や議員と語る会などは定着しました。また、定例議会のネット中継などは飛躍的に伸長しております。

今後、さらに議会に求められるものは、まちづくりの根幹に関わる政策に関しては、町長の意思に対して、議会としての意思を議論によって形成し、町民に示すことです。無駄な予算には反対し、必要な予算には賛成する、是々非々の姿が本来の役割です。選挙で選ばれた議会議員は政策集団であるべきです。

議員の一般質問には行政側に対する強制力がないため、提案内容が実現するかどうかは行政側の判断になってしまうのが議員としての限界です。だからといって聞くだけの質問などでは、議会の中で議員として発言する意味がないと考えます。町民の皆様が1票を投じた議員がどんな提案や追求をしているのか、日頃より関心を持ち、厳しい目で評価を下していただきたい。そして、地域全体で議員を育て上げていく姿勢も必要なことではないでしょうか。

議会の権限をきちんと活用し、条例の策定能力を磨きながら、一般質問では具体的な政策提言をしたり問題点の本質を追求する議会活動が大変重要な仕事と理解しています。活動の効率化と見える化を加速させ、議会活動が見える、分かる、役に立つ議会を目指して取り組んでまいります。

最後になりますが、今般の選挙期間中に、

議員報酬に関する町民の意見を賜りました。大半の方は議員報酬をもっと上げてよいのでは、そして財源は定数削減を視野に入れ検討すべきとの声でした。若い世代が議員になり、報酬改定の検討時期は私は来たと認識しています。

議員の皆さん、何とぞ副議長立候補者、吉田芳美への信任をいただきたくお願いを申し上げ、決意といたします。ご清聴誠にありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明をした議員以外の議員に対する投票も有効ですので、ご承知おきください。

**○丹野貞子議長** 日程第7、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票による選挙と決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員、議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は14名であります。

お諮りいたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

2番 漆山光春 議員

7番 木村章一 議員

の両名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。  
よって、立会人に2番漆山光春議員、7番木村章一議員を指名します。  
投票用紙を配付させます。  
(事務局員、投票用紙配付)  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)  
配付漏れなしと認めます。  
投票は、単記無記名であります。  
投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願います。  
投票箱を改めさせます。  
(事務局員、投票箱を改める)  
異状ありませんか。  
(「異状なし」の声あり)  
異状なしと認めます。  
これより投票を行います。  
議席順に投票をお願いします。  
(投票)  
投票漏れありませんか。  
(「なし」の声あり)  
投票漏れなしと認めます。  
投票を終了します。  
これより開票を行います。2番漆山光春議員、7番木村章一議員の開票立会いをお願いします。  
(開票)  
選挙の結果を報告します。  
投票総数 14票  
有効投票 14票  
無効投票 0票  
有効投票中  
12番 吉田芳美議員 13票  
4番 東海林信弘議員 1票  
であります。  
この選挙の法定得票数は4票であります。  
よって、12番吉田芳美議員が副議長に当選

されました。  
議場の閉鎖を解きます。  
(事務局員、議場の閉鎖を解く)  
ただいま副議長に当選されました12番吉田芳美議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。  
ここで、12番吉田芳美議員の副議長当選承諾及び就任のご挨拶をお願いします。  
**○吉田芳美副議長** ご信任いただきまして本当にありがとうございました。  
まだ私は一応3期目です。非常に重い重責のある仕事とは思いますが、議長をしっかりとお支えする仕事を徹底して頑張りたいなというふうに思っています。  
また、議員の顔ぶれが大きく変化しました。現職が8人、新人が6人、この現職と新人の融合が今から河北町が必要とされる新しいまちづくりに生かされるものと私は期待しております。  
今後とも皆様のご意見を聞きながら頑張りますので、よろしくごお願い申し上げます。ありがとうございました。  
**○丹野貞子議長** 以上で、副議長の選挙を終わります。  
ここで暫時休憩します。  
休憩 午前10時21分  
再開 午前10時47分  
**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。  
**○丹野貞子議長** 日程第8、議席の指定を行います。  
河北町議会運営手引により、仮議席13番増川憲一議員は仮議席6番へ、仮議席6番丹野貞子は仮議席13番へ、仮議席12番吉田芳美議員は仮議席12番のままの席となります。  
ここで、議席の変更のため、暫時休憩します。  
休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

ここで、町長から議員の歓迎についての発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日、令和5年5月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、先般執行されました河北町議会議員選挙におきましてご当選なされ、誠にありがとうございます。

私は、町民の皆様のご負託をいただき、2月5日より2期目の町政運営を担わせていただいております。活力あるまちづくり、未来を担う子供たち、若者、子育て家庭の皆さん、そして河北町で暮らし働く全ての世代が希望を持てるまちづくりに、引き続き全力をかけて取り組む覚悟でございます。

第8次総合計画に掲げる「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」を実現するためには、町民、地域と共にを基本に、対話を起点としたまちづくり、町民主体のまちづくりが重要であり、議員の皆様と議論を積み重ねていくことが極めて重要であると認識しております。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症を取り巻く動向、緊迫した国際情勢、厳しい社会経済情勢、原油価格や物価の上昇が暮らし、経済活動に及ぼす影響に十分留意し、国、県の施策と連動し、機動的に対処してまいります。

あわせて、防災、医療など安心して暮らし続けられる基盤づくり、人口減少・少子化対策など、山積する行政課題に正面から取り組んでまいります。

議員の皆様には、町民の福祉向上と町勢発展のため、何とぞご理解とご協力、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝でご活躍くださいますようご祈念いたしまして、簡単ではございますが、お祝いと歓迎の言葉といたします。

**○丹野貞子議長** 以上で、町長からの議員の歓迎の発言を終わります。

ここで議長から申し上げます。

議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、ミスプリントがありましたので、これを訂正したい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 大変申し訳ございません。

議案書中、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、記載の誤りがありましたので、一部差し替えをお願いするものであります。

記載誤りのあった箇所でございますが、皆様にお示ししております33ページ下段の第5条、河北町国民保護協議会条例の一部改正で、表中の第6条にある現行及び改正後の記載で、「対策本部の庶務」を「協議会の庶務」とするものです。

なお、ご許可をいただき差し替えさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

**○丹野貞子議長** 以上、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、ただいま説明があったとおり訂正されたものを原案とすることに異議ありません。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、訂正されたものを原案とすることにいたします。

ここで、議案を差し替えいたしますので、議案書を机の上に置いてくださるようお願いいたします。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時15分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**○丹野貞子議長** 日程第9、議案の上程を行います。

議第36号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第37号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第38号 令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分について

議第39号 組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

以上4議案を一括上程いたします。

**○丹野貞子議長** 日程第10、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日ご提案申し上げております議案につきましてご説明申し上げます。

議第36号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5

年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正、肉用牛の売却による事業所得課税の特例期限の延長、軽自動車税の種別割税率の特例期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限の延長に係る改正、その他、町税条例において適用する地方税法等の条項のずれによる改正や文言の整理などを行ったものであります。

次に、議第37号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

第36号議案と同様、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容について申し上げます。

1点目は、後期高齢者支援分の課税限度額について、20万円から22万円に引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の減額について、後期高齢者支援分の限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

3点目は、低所得者世帯に対する保険税の軽減判定の所得を引き上げるものであります。

次に、議第38号令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分について申し上げます。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金について、国の方針を受け速やかに給付する必要が生じたため、令和5年4月27日付で、3款民生費の児童福祉費に児童1人当たり5万円の給付に係る費用等を専決処分させていただき、歳入歳出それぞれ970万円を追

加したものであります。

次に、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、組織機構改編及び関係法令の規定整備に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました4議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

**○丹野貞子議長** 日程第11、議案の審議、採決を行います。

お諮りいたします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにいたします。

**○丹野貞子議長** 最初に、議第36号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 議第36号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和5年度の税制改正に伴いまして、地方税法の一部を改正する法律等が公布及び施行されたことを受けて、町税条例の一部を改正するものであります。

第37条は、町民税の特別徴収に係る納入書様式の新設に伴う改正であります。

第39条第1項及び第5項は、町民税の申告納付に係る納付書様式の新設に伴う改正であ

ります。

第40条第1項は、町民税に係る不足税額の納付書様式の新設に伴う改正であります。第2項は、文言の整理であります。

第77条第1項及び第5項は、たばこ税の納付書様式の新設に伴う改正であります。

第80条第1項は、不足税額納付書様式の新設に伴う改正であります。

附則第5条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長するものであります。

附則第7条は、法附則第64条を削除する改正であります。

附則第7条の2第3項、第4項、第5項は、項ずれによる改正であります。第7号は削除するものであります。

附則第7条の3第12項及び第12項第5項は、項ずれによる改正であります。

附則第12条の2は、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第12条の2の2は、項ずれにより第12条の2と改正するものです。

附則第12条の6第3項は、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものです。

附則第13条第1項は、項の削除に伴う改正であります。

附則第13条第2項は、種別割の税率の特例を延長する改正であります。

附則第13条3項から第6項までは削除し、第7項を第3項とし、グリーン化特例を3年間延長し、税額の特例を改正するものであります。

附則第13条第8項は第4項とし、25%軽減の対象については2年間延長し、税額の特例を改正するものであります。

附則第13条の2第1項は、項ずれによる改正であります。

附則第14条の2第1項及び第2項は、長期



譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長するものであります。

附則第25条は、項ずれに伴う対応を行うものであります。

本則附則第1条は、施行期日を定め、第2条は、固定資産に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置、第4条は、都市計画税の経過措置であります。

以上が専決処分させていただきました主な内容であります。よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員です。

よって、議第36号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については原案のとおり承認することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第37号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 議第37号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

第3条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の上限を20万円から22万円に引き上げるものであります。

第22条第1項は、国民健康保険税の減額について、後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

第22条第1項第2号は、国民健康保険税の減額について、被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき28万5,000円から29万円に引き上げるものであります。

第22条第1項第3号は、国民健康保険税の減額について、前2号に該当しない場合は、被保険者及び同一世帯所得者1人につき52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

第22条の2第1項は、項ずれの整備を行うものであります。

第24条の2第2項は、規定の文言の整理を行うものであります。

附則第4項から第6項、第8項から第11項、第14項及び第15項は、項ずれの整備を行うものであります。

本則附則第1条は、施行期日を定め、第2条は、適用区分であります。

以上が専決処分させていただきました主な内容であります。よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第37号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については原案のとおり承認することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第38号令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 議第38号令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分についてご説明申し上げます。

このたびの専決処分、第2回補正予算につきましては、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金支給事業に関する費用を追加する必要が生じたために、4月27日付で専決処分をしたものであります。

以上であります。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第38号令和5年度河北町一般会計第2回補正予算の専決処分については原案のとおり承認することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「真木防災危機管理課長」

**○真木秀章防災危機管理課長** 議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明を申し上げます。

この条例は、組織機構の改編及び関係法令の規定整備に伴い設定するものであります。

第1条は、河北町防災会議条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同会議の庶務を処理する課について、防災危機管理課と改正するものであります。

第2条は、河北町水防協議会条例の一部を改正するものであり、同条例中、第1条及び第2条において、関係法令の規定整備に伴い第34条と改正するものであります。

さらに、第8条に定める同協議会の庶務を処理する課について、防災危機管理課と改正するものであります。

第3条は、河北町交通安全対策会議条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同会議の庶務を処理する課について、防災危機管理課と改正するものであります。

第4条は、河北町国民保護対策本部及び河北町緊急対処事態対策本部条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同対策本部の庶務を処理する課について、防災危機管理課と改正するものであります。

第5条は、河北町国民保護協議会条例の一部を改正するものであり、第6条に定める同協議会の庶務を処理する課について、防災危機管理課と改正するものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしているところであります。

以上、よろしくお願いたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第39号組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

ここで、1時まで休憩します。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後1時00分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

ここで、午後1時15分まで休憩します。

休 憩 午後1時00分

再 開 午後1時15分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

先ほど、新たに河北町監査委員の選任の議案が提出されました。

お諮りします。本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、河北町監査委員の選任について本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、暫時休憩します。

(事務局員、追加日程を配付する)

休 憩 午後1時15分

再 開 午後1時16分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第1号に入ります。

**○丹野貞子議長** 日程第1、議案の上程を行います。

議第40号 河北町監査委員の選任について

以上、上程いたします。

**○丹野貞子議長** 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 追加提案させていただきました議第40号河北町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

この議案は、議員のうちから選任される監査委員について、漆山光春氏を適任と認め選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

**○丹野貞子議長** 日程第3、議案の審議、採決を行います。

2番漆山光春議員の退席を求めます。

(2番漆山光春議員、退席する)

お諮りします。審議の際の議案の朗読は省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 議第40号河北町監査委員の選任について申し上げます。

現在、議員から選出の監査委員が欠員となっております。したがって、地方自治法第196条第1項の規定により、議員からの監査委員として、河北町谷地字月山堂429番地、漆山光春氏を選任いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、漆山光春氏の略歴については、別紙に記載のとおりであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。なお、採決の方法については無記名投票をもつて行いたいと思ひます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて、本議案については質疑、討論を省略し、採決方法は無記名投票により行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員、議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は議長を除き12名であります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

8番 佐藤修二 議員

9番 鈴木英友 議員

の両名を指名したいと思ひます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて、立会人に8番佐藤修二議員、9番鈴木英友議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員、投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする者は「賛成」、否とする者は「反対」と明記願ひます。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定に

より否とみなします。

投票箱を改めさせます。

(事務局員、投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「異状なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席順に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。8番佐藤修二議員、9番鈴木英友議員の開票立会いをお願いします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 12票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

よつて、議第40号河北町監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員、議場の閉鎖を解く)

2番漆山光春議員の着席を求めます。

(2番漆山光春議員着席する)

2番漆山光春議員に告知します。

ただいま、漆山光春議員の監査委員の選任について、同意することに決定しました。よろしくお願ひします。

**○丹野貞子議長** 日程第12、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任を

行います。

委員の選任については、先例により正副議長で協議をし、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった5名で選考委員会を構成し、各議員の希望を参考にして指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任については、正副議長で協議し、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった選考委員会で、各議員の希望を参考にして指名とすることに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

これから日程第16までは、議会の構成に関することですので、執行部については連絡を申し上げるまでそれぞれの職場で待機してください。

ここで、正副議長協議のため、暫時休憩します。

休 憩 午後1時30分

再 開 午後1時38分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

正副議長協議の結果について、副議長から報告願います。

「12番吉田芳美議員」

**○12番(吉田芳美議員)** 選考委員を、議長と慎重に協議しました結果をご報告いたします。

選考委員には、

4番 東海林 信 弘 議員

5番 石 垣 光 洋 議員

14番 細 矢 誓 子 議員

以上の3名を選考いたしましたので、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** ただいま副議長から報告申し上げますとおりの、3名を総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任の

選考委員に指名します。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長報告の3名に正副議長が加わった選考委員会で、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員を選任することに決定しました。

それでは、お手元に配付しております常任委員会委員希望書に希望する常任委員会名を記入して下さるようお願いいたします。

(希望委員会名を記入)

記入漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、回収します。

(事務局員、希望書を回収)

選考委員会を開催します。

選考委員は委員会室に集合してください。

それでは、選考が終了するまで休憩します。

休 憩 午後1時42分

再 開 午後2時07分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選考の結果について、選考委員長から報告願います。

「12番吉田芳美議員」

**○12番(吉田芳美議員)** 各常任委員会の選考結果についてご報告いたします。

まず、所属委員会の希望結果であります。総務産業常任委員会7名、厚生文教常任委員会7名でありました。

議員在職年数等を勘案しながら慎重に協議した結果、次のとおり選考しましたのでご報告いたします。

総務産業常任委員会委員には、

3番 安孫子 真 弥 議員

5番 石 垣 光 洋 議員

7番 木 村 章 一 議員

8番 佐藤修二 議員  
9番 鈴木英友 議員  
10番 林 智 議員  
13番 丹野貞子 議員  
以上7名であります。

厚生文教常任委員会委員には、

1番 安達智勇 議員  
2番 漆山光春 議員  
4番 東海林信弘 議員  
6番 増川憲一 議員  
11番 奥山英幸 議員  
12番 吉田芳美 議員  
14番 細矢誓子 議員

以上7名であります。

報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいま選考委員長の報告のとおり指名したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、ただいま指名したとおり選任することを決定しました。

常任委員会委員名簿を配付させます。

(事務局員、名簿の配付)

**○丹野貞子議長** 日程第13、議長の常任委員会委員辞退の同意についてであります。

委員会条例により、議会の公平、公正を図るなどのため、私は総務産業常任委員会委員を辞退したいと思います。

本件は私の一身上の都合でありますので、副議長と交代したいと思います。

このまま休憩します。

(議長は議場から退席、副議長が議長席に着く)

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

**○吉田芳美副議長** 休憩を解いて再開します。

議長と交代しました。

会議を続行します。

先ほど、議長が総務産業常任委員会委員に選任されましたが、これを辞退したい旨の申入れがありました。

この申入れについてお諮りします。議長の申入れについて同意を与えたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の総務産業常任委員会委員の辞退申入れについては、同意することに決定しました。

ここで議長と交代します。

このまま暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時13分

(副議長は自席へ、議長は議長席に着く)

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

**○丹野貞子議長** 日程第14、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

申合せにより、広報広聴常任委員会委員は広報広聴常任委員会を除く各常任委員会からそれぞれ3名を選出、議会運営委員会委員については広報広聴常任委員会を除く各常任委員会から3名を選出し、うち1名は委員長とすることとなっておりますので、よろしくお願いします。

ここで、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の正副委員長の互選等も含め、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会を直ちに招集しますので、総務産業常任委員会委員は全員協議会室に、厚生

文教常任委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会が終了するまで休憩します。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時43分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に、

5番 石 垣 光 洋 議員  
副委員長に、

9番 鈴 木 英 友 議員  
厚生文教常任委員会委員長に、

4番 東海林 信 弘 議員  
副委員長に、

14番 細 矢 誓 子 議員  
以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

それでは、広報広聴常任委員会委員及び議会委運営委員会委員の選任の結果について報告願います。

最初に、総務産業常任委員会から願います。

「5番石垣光洋議員」

**○5番（石垣光洋議員）** それでは、総務産業常任委員会の広報広聴常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任の結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員に、

7番 木 村 章 一 議員  
8番 佐 藤 修 二 議員  
9番 鈴 木 英 友 議員  
を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

3番 安孫子 真 弥 議員  
5番 石 垣 光 洋 議員

10番 林 智 議員  
を選任いたしました。

以上で、総務産業常任委員会からの報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 次に、厚生文教常任委員会から願います。

「4番東海林信弘議員」

**○4番（東海林信弘議員）** それでは、厚生文教常任委員会の広報広聴常任委員並びに議会運営委員の選任の結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員に、

1番 安 達 智 勇 議員  
11番 奥 山 英 幸 議員  
12番 吉 田 芳 美 議員  
を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

4番 東海林 信 弘 議員  
6番 増 川 憲 一 議員  
14番 細 矢 誓 子 議員  
を選任いたしました。

以上で、厚生文教常任委員会からの報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいまの報告のとおり指名したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選等のため、委員会を直ちに招集しますので、広報広聴常任委員会委員は全員協議会室に、議会

運営委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会終了まで休憩します。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時19分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

ただいま、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員長に、

7番 木村章一 議員

副委員長に、

11番 奥山英幸 議員

議会運営委員会委員長に、

14番 細矢誓子 議員

副委員長に、

4番 東海林信弘 議員

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

**○丹野貞子議長** 日程第15、組合議会議員の選挙及び日程第16、議会選出各委員等の選挙を行います。

お諮りします。本件については、指名推選の方法によることとし、指名推選の方法については、日程第12、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員によって指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員の選挙及び議会選出各委員等の選挙については、日程第12、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員による指名推選の方法とします。

選考委員は委員会室にお集まり願います。

選考が終了するまで休憩します。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時58分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

お諮りいたします。間もなく4時になろうとしていますが、本日の日程が終了するまで時間を延長したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで時間を延長いたします。

4時半まで休憩といたします。

休 憩 午後3時58分

再 開 午後4時30分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

ただいまから軽部商工観光課長が欠席となりますので、松田浩一かほく発信・ブランド推進室長の出席を認めておりますのでご了承願います。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後4時31分

再 開 午後4時57分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果について、選考委員長から報告をお願いします。

「12番吉田芳美議員」

**○12番(吉田芳美議員)** 組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果についてご報告申し上げます。

東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員には、

5番 石垣 議員

12番 吉田 議員

14番 細矢 議員

西村山広域行政事務組合議会議員には、

1番 安達 議員

10番 林 議員

13番 丹野 議員



河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員  
には、

- 8番 佐藤修二 議員
- 9番 鈴木英友 議員
- 13番 丹野貞子 議員

国道112号・287号・48号山形中央横断道路  
整備促進期成同盟会委員には、

- 1番 安達智勇 議員
- 3番 安孫子真弥 議員
- 4番 東海林信弘 議員
- 6番 増川憲一 議員
- 7番 木村章一 議員
- 10番 林智 議員

白水川改修促進期成同盟会委員には、

- 3番 安孫子真弥 議員
- 6番 増川憲一 議員
- 11番 奥山英幸 議員

田井橋再架促進期成同盟会委員には、

- 5番 石垣光洋 議員
- 7番 木村章一 議員
- 8番 佐藤修二 議員
- 9番 鈴木英友 議員
- 12番 吉田芳美 議員
- 13番 丹野貞子 議員

最上川上流村山地区改修期成同盟会委員  
には、

- 13番 丹野貞子 議員

国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河  
江線・天童大江線整備促進同盟会委員には、

- 13番 丹野貞子 議員

国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会  
委員には、

- 1番 安達智勇 議員
- 3番 安孫子真弥 議員
- 4番 東海林信弘 議員
- 10番 林智 議員
- 11番 奥山英幸 議員
- 13番 丹野貞子 議員

河北町社会福祉協議会理事には、

- 4番 東海林信弘 議員

河北町社会福祉協議会評議員には、

- 12番 吉田芳美 議員

以上のとおり選考いたしました。以上、ご  
報告申し上げます。

**○丹野貞子議長** ただいま、選考委員長から報告  
がありましたけれども、最初の東根市外二市  
一町共立衛生処理組合議会議員と西村山広  
域行政事務組合議会議員は名前だけだった  
ので、フルネームで言う必要がありますので、  
議長のほうから報告させていただきます。

東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議  
員には、

- 5番 石垣光洋 議員
- 12番 吉田芳美 議員
- 14番 細矢誓子 議員

西村山広域行政事務組合議会議員には、

- 1番 安達智勇 議員
- 10番 林智 議員
- 13番 丹野貞子 議員

でございます。

お諮りします。ただいま、選考委員長から  
報告がありましたとおり当選人と決するに  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員及び議会選出各委員  
等は選考委員長から報告がありましたとお  
り当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におら  
れますので、会議規則第31条第2項の規定に  
より、本席から当選の告知をします。よろし  
くお願いします。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会にご協議をお願いしたい事  
項が生じたので、議会運営委員会委員の  
方は、委員会室にお集まりくださるよう願

いします。

議会運営委員会が終了するまで休憩します。

休 憩 午後5時04分

再 開 午後5時11分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開いたします。

閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について及び閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について、議会運営委員会に協議をお願いいたしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでこのまま休憩いたします。

休 憩 午後5時12分

再 開 午後5時14分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

**○丹野貞子議長** 日程第17、町長委嘱選任の各種委員等の報告であります。

町長から町長委嘱の各種委員等について報告したい旨の申入れがありますので、これを許可します。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 町長委嘱選任の各種委員等につきまして申し上げますので、何とぞご了解をいただきたいと存じます。

河北町農政調査会委員には、

6番 増 川 憲 一 議員

河北町民生委員推薦会委員には、

9番 鈴 木 英 友 議員

14番 細 矢 誓 子 議員

河北町水防協議会委員には、

5番 石 垣 光 洋 議員

10番 林 智 議員

河北町都市計画審議会委員には、

3番 安孫子 真 弥 議員

14番 細 矢 誓 子 議員

河北町土地開発公社理事には、

5番 石 垣 光 洋 議員

11番 奥 山 英 幸 議員

12番 吉 田 芳 美 議員

河北町土地開発公社監事には、

8番 佐 藤 修 二 議員

河北町交通安全推進協議会理事には、

7番 木 村 章 一 議員

以上のとおり選任いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○丹野貞子議長** 以上で、町長委嘱選任の各種委員等の報告を終わります。

ここで、組合議会議員、議会選出各委員等及び町長委嘱の各種委員等の一覧表を作成しておりますので、配付させます。

配付が終わるまでこのまま休憩します。

休 憩 午後5時16分

再 開 午後5時17分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第2号に入ります。

**○丹野貞子議長** 日程第1、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について申出があります。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 日程第2、閉会中の議会運営に

関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長から議会運営委員会に閉会中の次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項、議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案について議会運営委員会に付託することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和5年5月河北町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後5時19分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和5年5月

河北町議会臨時議長 細 矢 誓 子

河北町議会臨時議長 漆 山 光 春

河北町議会議長 丹 野 貞 子

河北町議会副議長 吉 田 芳 美

河北町議会署名議員 安 達 智 勇

河北町議会署名議員 安孫子 真 弥

